

令和 6 年度

国民健康保険税改正にあたっての基本方針



令和 5 年 1 2 月
加 須 市

目 次

1. 基本方針	1
2. 国保税設定の基本的な考え方	3
3. 国保事業運営の基本的な考え方	6
4. 国保事業運営の具体的施策	7
5. 国保税設定の基本方針	10
令和6年度 税率改正の影響	14
世帯モデル別 税率改正の影響	16
令和5年度 国保特別会計決算見込 三本立て収支	18
令和6年度 国保特別会計予算(予定) 三本立て収支.....	19
収支不足額の解消について	20
法定外一般会計繰入金の推移について	21
現行税率と新税率(案)との比較	22
令和6年度 加須市国民健康保険事業特別会計予算(案).....	23
県内市における国民健康保険税 調定額・収納率の状況.....	24
県内市における国民健康保険事業特別会計 繰入金等の状況.....	25
県内市における国民健康保険 前期高齢者構成率・療養諸費費用額等の状況	26

1 基本方針

(1) 基本方針策定の趣旨

国民健康保険（以下「国保」という。）は、国民の健康を保持増進させることを目的に、すべての国民が医療保険の対象となる国民皆保険制度として、昭和36年に確立され、医療費を加入者で負担し合う相互扶助の考え方に基づき、健康保険組合や全国健康保険協会、共済組合と並ぶ公的医療保険であり、本市においては、人口で約22%、世帯で約32%が加入している。

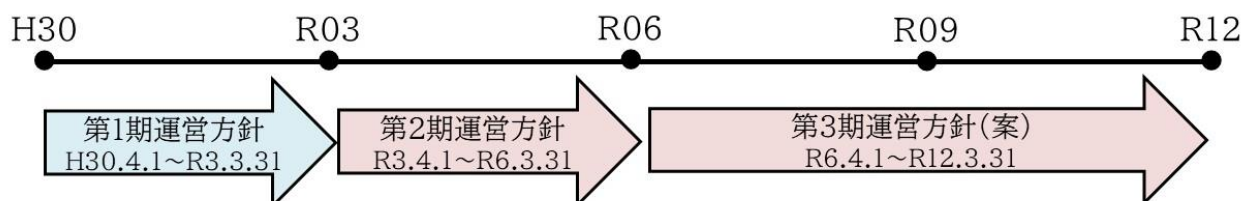
しかしながら、国保制度は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴い一人当たり医療費が増大する中であって、他の医療保険よりも高齢者や低所得者層が多く加入していることなどにより、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えている。

こうした問題に対応するため、国は大幅な公費投入により国保の財政基盤を抜本的に強化し、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保を運営する新国保制度（「国保の広域化(都道府県単位化)」）が施行された。

これにより市町村が個々に運営していた国保事業は、新たに導入された納付金制度により県内全市町村による相互扶助の仕組みに変更となった。市町村は、共同保険者として、税の賦課、徴収や資格管理、保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担うという抜本的な制度改正が行われた。この制度改正により埼玉県において策定した、「第1期 埼玉県国民健康保険運営方針」では、事業費納付金（以下「納付金」という。）及び事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定し目標とする税収を確保することにより、市町村国保特別会計の収支を均衡させることを原則とし、一般会計からの支援である法定外繰入金、つまり「赤字」を解消することとした。さらに、保険税水準の県内統一について、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、将来の目指すべき課題として位置付けていたが、「第2期 埼玉県国民健康保険運営方針」及び「第3期 埼玉県国民健康保険運営方針（案）」においては、統一の進め方が、具体的に明記されて、令和9年度に準統一、令和12年度に完全統一し、法定外繰入金については令和8年度までに解消することとされている。

このような状況の中、本市では、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営していくために、引き続き、被保険者からの税負担と一般会計からの法定外繰入金とのバランス及びその段階的な削減等に配慮しながら、保険税水準の統一を推進する「第3期埼玉県国民健康保険運営方針（案）」に適切に対応していくため、「令和6年度 国民健康保険税改正にあたっての基本方針」を策定するものである。

※ 埼玉県国民健康保険運営方針 対象期間について



※ 国保特別会計の収支を均衡させることを原則とし、令和5年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することが明記

※ 令和8年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消することが明記

※ 保険税水準の統一を3段階に分けて進めていくことが明記

① 納付金ベースの統一 ⇒ 令和6年度

② 準統一 ⇒ 令和9年度

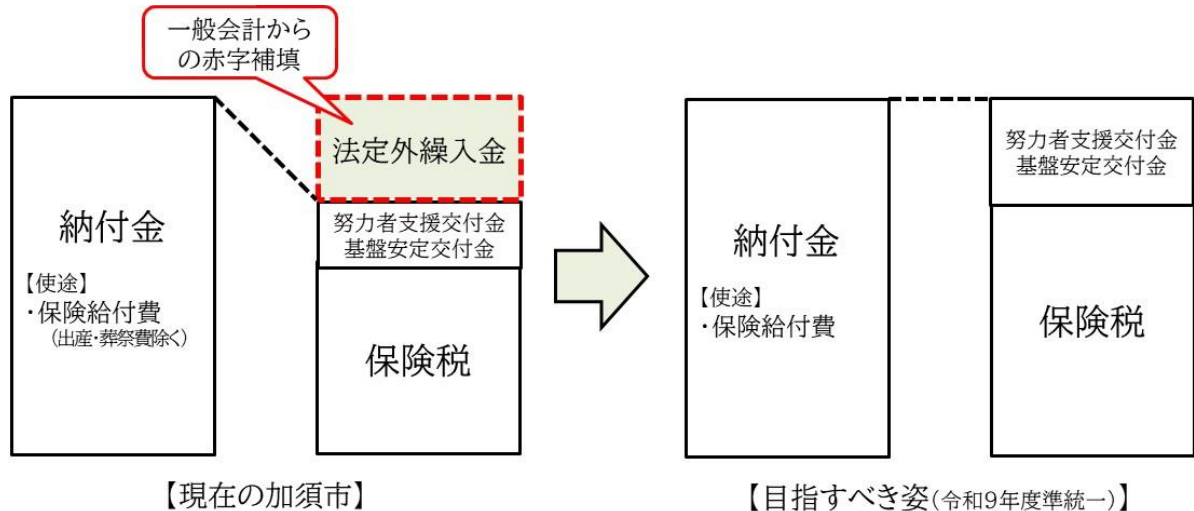
③ 完全統一 ⇒ 令和12年度

(2) 納付金について

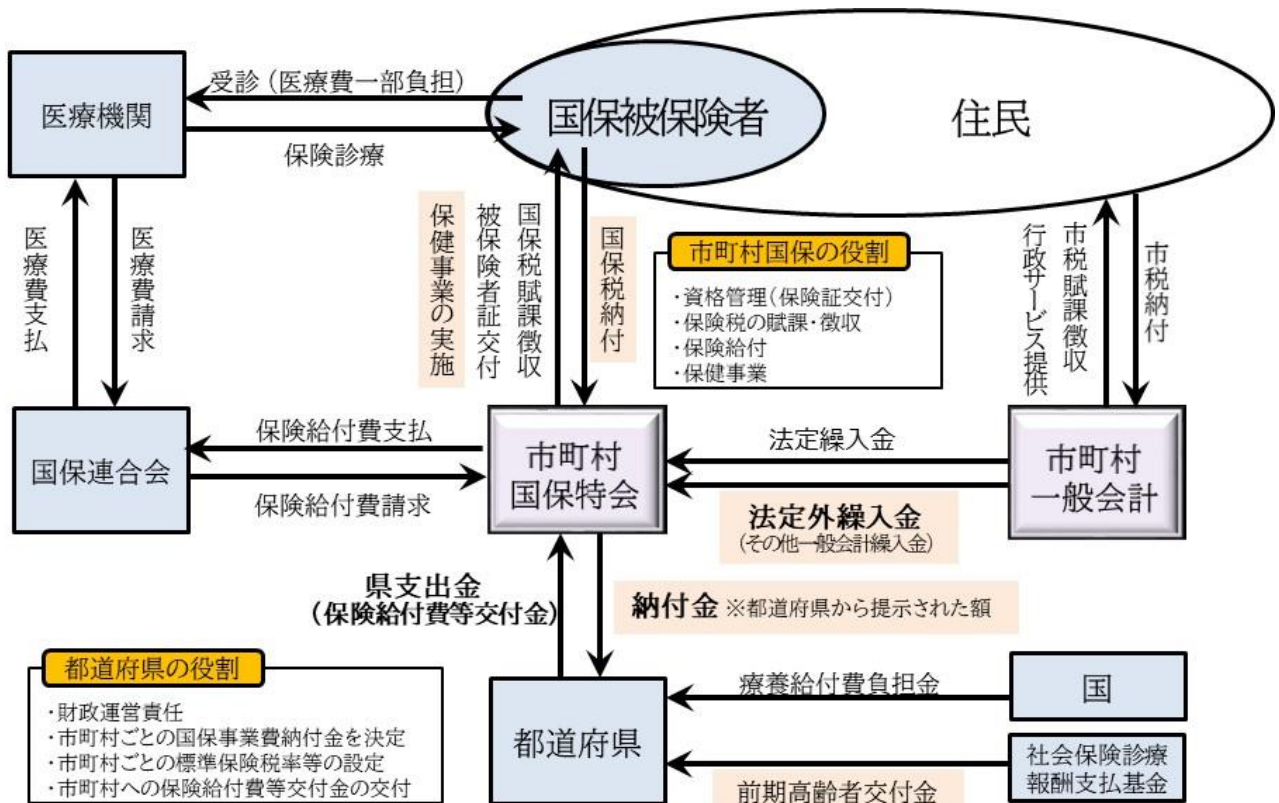
平成30年度からの国保の広域化より導入された納付金制度は、県全体の保険給付費等の必要額から、国庫補助金(公費)や被用者保険からの交付金(前期高齢者交付金)等で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度である。納付金は、県が国のガイドライン等に基づき算定し、被保険者数、所得水準^(注)に応じて、各市町村に割り当てる。市町村は納付金及び保健事業等の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定する。

(注)医療費水準は、令和6年度納付金の算定から「0」(納付金の算定に医療費水準を反映させない)となる。

■ 納付金の財源イメージ



(3) 国保財政のしくみ



2 国保設定の基本的な考え方

国保の県単位化という制度改革において、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険税水準を統一することが喫緊の課題となっている。都道府県が定める算定方式による市町村標準保険税率^(注)と比べ、本市の現在の保険税率は大幅に低いことから、保険税が急激に増加しないよう計画的に市町村標準保険税率に近づけていく必要がある。

さらに、埼玉県国民健康保険運営方針では、納付金及び国保事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定し目標とする税収を確保し当該年度の市町村国保特別会計の収支を均衡させること、また、医療費の上昇を抑制するため、医療費適正化対策に取り組み、支出額を削減するとされている。

これらを踏まえ、本市では被保険者の保険税負担と給付(納付金・保健事業費)のバランスに配慮しながら、埼玉県国民健康保険運営方針における令和9年度からの保険税水準の準統一に向け、標準保険税率を目標に毎年度、保険税率の見直しを行うとともに、医療費適正化対策を積極的に推進していくものとする。

(注) 全国一定の方式で算定した標準的な保険税率を示すことにより、市町村間や都道府県間の比較を可能とし、保険税率を「見える化」したものであり、保険税水準の県統一に向けての目安となる理論上の税率。

■ 現行税率と標準保険税率の比較

		令和5年度 加須市税率 (A)	令和6年度 市町村標準保険税率 (B)	不足 (A - B)
医療 給付 費	所得割率	7.50%	6.72%	0.78ポイント
	均等割額	27,700 円	39,871 円	△12,171 円
	賦課限度額	650,000 円	650,000 円	－円
後期 支援 金	所得割率	2.30%	2.80%	△0.50ポイント
	均等割額	10,500 円	16,204 円	△5,704 円
	賦課限度額	200,000 円	220,000 円	△20,000 円
介護 納付 金	所得割率	2.40%	2.38%	0.02ポイント
	均等割額	11,000 円	16,882 円	△5,882 円
	賦課限度額	170,000 円	170,000 円	－円
合 算	所得割率	12.20%	11.90%	0.3ポイント
	均等割額	49,200 円	72,957 円	△23,757 円
	賦課限度額	1,020,000 円	1,040,000 円	△20,000 円

※ 令和6年度市町村標準保険税率は、県が11月30日に公表した「秋の試算」時点のもの。

■ 保険税水準統一の進め方

第3期 埼玉県国民健康保険運営方針（案）によると、保険税水準の統一は3段階に分けて進めていくとされている。

① 納付金ベースの統一

激変緩和措置が終了となる令和6年度から、納付金の算定過程において医療費水準を反映しないほか、都道府県公費を市町村単位ではなく県単位で計算することとし、市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準によることとする。

② 準統一

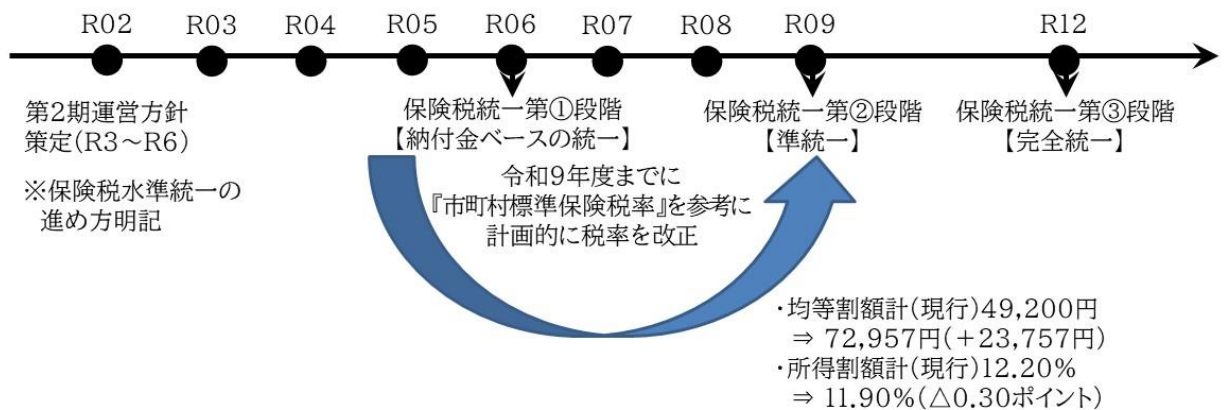
令和9年度から収納率格差以外の項目を統一することを目指す。

県内全ての市町村が市町村標準保険税率どおりに賦課することとする。

③ 完全統一

令和3年度決算において収納率格差が最大で9ポイントあることから、引き続き収納対策の強化に取り組むことにより、その差を縮小し、令和12年度の完全統一を目指す。

県内全ての市町村の標準保険税率が統一される。



■ 納付金(一般被保険者分+退職被保険者分)

	令和5年度 確定納付金(A)	令和6年度 仮算定結果(B)	比較 (B - A)
医療給付費分	2,010,569 千円	2,025,568 千円	14,999 千円
後期支援金分	791,568 千円	774,967 千円	△16,601 千円
介護納付金分	233,418 千円	229,424 千円	△3,994 千円
計	3,035,555 千円	3,029,959 千円	△5,596 千円

※納付金の減少要素

- ・一人当たりの前期高齢者交付金（県歳入）が増加したこと（+2,975 円）
- ・一人当たりの調整交付金（県歳入）が増加したこと（+1,104 円）

※納付金の増加要素

- ・一人当たりの保険給付費額（県歳出）が増加したこと（+12,137 円）
- ・一人当たりの前期高齢者支援金等（県歳出）が増加したこと（+3,399 円）

■ 加須市保険税率の推移

(単位：円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療給費分	7.50%	21,000	7.50%	21,000	7.50%	23,000	7.50%	27,700		
後期高齢者支援金分	2.30%	9,500	2.30%	9,500	2.30%	10,500	2.30%	10,500		
介護納付金分	2.40%	11,000	2.40%	11,000	2.40%	11,000	2.40%	11,000		
計	12.20%	41,500	12.20%	41,500	12.20%	44,500	12.20%	49,200		

■ 市町村標準保険税率の推移（準統一：令和9年度）

(単位：円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度(秋の試算)	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療給費分	5.65%	32,994	6.45%	37,918	6.51%	39,718	6.24%	37,728	6.72%	39,871
後期高齢者支援金分	2.39%	13,675	2.43%	13,957	2.39%	14,096	2.71%	15,857	2.80%	16,204
介護納付金分	1.89%	13,858	2.60%	18,993	2.53%	18,365	2.30%	16,687	2.38%	16,882
計	9.93%	60,527	11.48%	70,868	11.43%	72,179	11.25%	70,272	11.90%	72,957

■ 埼玉県標準保険税率の推移（完全統一：令和12年度）

(単位：円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度(秋の試算)	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療給費分	6.14%	35,816	6.43%	37,814	6.73%	41,056	6.78%	40,966	7.09%	42,084
後期高齢者支援金分	2.42%	13,870	2.46%	14,130	2.40%	14,175	2.75%	16,115	2.83%	16,335
介護納付金分	2.00%	14,664	2.67%	19,503	2.60%	18,886	2.40%	17,395	2.47%	17,484
計	10.56%	64,350	11.56%	71,447	11.73%	74,117	11.93%	74,476	12.39%	75,903

3 国保事業運営の基本的な考え方

令和5年9月末現在における本市の国保被保険者は、24,394人（前年同月比 △1,223人）、高齢化率（65歳～74歳の占める割合）は、50.8%と過半数である。

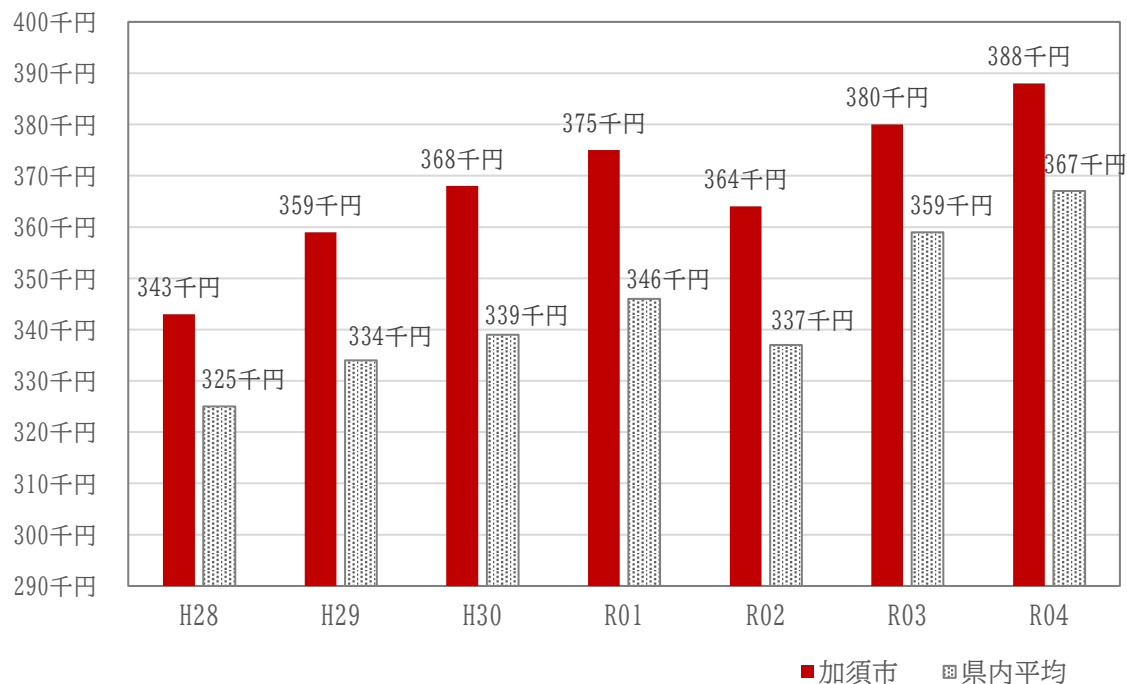
本市の国保は、高齢者の加入割合が高いことから、医療費の支出に直接影響を及ぼすこととなる。被保険者数の減少により保険給付費総額としては減少が見込まれるが、一人当たりの医療費は、高齢化の急速な進展や医療の高度化により、引き続き増加傾向にある。

一方、国保財政の根幹である保険税収入についても、被保険者の減少などにより減少が見込まれる。収支の不足額については、一般会計から繰り入れるなど、財政運営においては依然として厳しい状況が続いており、財政健全化に向けた給付（納付金）と負担（保険税）のバランスを考慮し、安定した事業運営に努めていく必要がある。

今後の国保事業の運営にあたっては、本来、独立採算的な運営が求められていることから、一般会計からの法定外繰入れに極力依存せず、国保会計単独で、収支均衡を図ることを基本とし、次の5項目を重点項目として事業の運営をする。

- （1）医療費適正化の推進
- （2）保険給付の適正化
- （3）資格適用事務等の適正化
- （4）保険税収納率の向上
- （5）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【一人当たり療養諸費 費用額】



4 国保事業運営の具体的施策

(1) 医療費適正化の推進

① データヘルス計画の推進

国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、被保険者の健康維持のために保健事業を行い、国保データベース(KDB)システムを活用しながら、医療費分析を行うとともに、PDCAサイクルによる、効果的・効率的な事業実施を図り、医療費の適正化を推進する。

② 国保健診受診率／特定保健指導実施率の向上

健康診断受診率向上特別対策プロジェクトチームを中心に、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を全庁的な体制で実施し、受診率等の着実な向上に取り組む。

	R06 目標値	R05 目標値	R04 実績値
国保健診(特定健康診査)受診率	50%以上	60%以上	41.4%
特定保健指導実施率	30%以上	60%以上	25.6%

③ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施

埼玉県国民健康保険団体連合会による共同事業方式により、特定健康診査等の結果から、糖尿病性腎症の疑いがある被保険者に対し、受診を促すとともに、レセプトや特定健康診査のデータから糖尿病性腎症の病期が2期～4期の被保険者を対象に保健指導を実施し、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組む。

	R06 目標値	R05 目標値	R04 実績値
人工透析新規導入者数	20人以下	10人	21人
糖尿病保健指導プログラム参加者数	20人以上	30人以上	17人

④ 医療費通知／ジェネリック医薬品差額通知の実施

受診者に対して、年6回(5月・7月・9月・11月・1月・3月)医療費を通知し、適正受診の周知を図る。また、年2回(9月・3月)ジェネリック医薬品との差額を通知し、調剤費の適正化を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用を促進する。

	R06 目標値	R05 目標値	R04 実績値
ジェネリック医薬品数量シェア	80.5%以上	80%以上	79.7%

(2) 保険給付の適正化

① レセプト点検の充実

診療報酬明細書の点検調査は、縦覧点検などの過誤調整(資格点検・内容点検)の充実に努める。また、診療報酬明細書の点検調査等で得られた資料を、重複、多受診者などに対する適正受診・適正服薬の指導などに活用することにより医療費適正化を図る。

	R06 目標値	R05 目標値	R04 実績値
レセプト点検強化による被保険者1人当たりの財政効果額	3,000円以上	3,000円以上	1,648円
重複・多剤投与者に対する適正服薬を促す取組み	実施	実施	17人

② 第三者行為求償への取組

被保険者が交通事故等で第三者の行為によって傷病等を受け、医療機関等で治療を受ける場合、その医療費の支払いについては原因となった第三者が負担する責任が生じることから、被保険者からの届出がない第三者行為案件の発見及び求償事務に対する取り組み強化を図る。

	R06 目標値	R05 目標値	R04 実績値
届出のない第三者求償案件の発見及び求償件数	15件以上	15件以上	11件

(3) 資格適用事務等の適正化

① 被保険者の的確な把握

被保険者の資格の得喪は、早期届出の励行をするように市の広報紙等により周知を行う。届出受付時及び所得調査時などにおいて、的確に被保険者の把握に努め、さらに年金記録等との照合を行うことにより、適用の漏れ、被用者保険等との重複適用を防止し、被保険者資格の適正化を図る。

	R06 目標値	R05 目標値	R04 実績値
国民年金記録等との照合による被保険者資格の適正化	毎月実施	毎月実施	毎月実施

② オンライン資格確認の運用

療養の給付を受ける場合の被保険者資格の確認について、マイナンバー(個人番号)カードによるオンライン資格確認が令和3年10月から本格的に開始されたため、適正な運用とマイナンバーカードの取得(被保険者証利用するための初回紐づけ)を推進する。

	R06 目標値	R05 目標値	R04 実績値
マイナンバーカードの取得促進 ※被保険者証利用するための 初回紐づけ支援等	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】
被保険者証利用紐づけ実施済みの被保険者(各年度3月)	18,000人	13,000人	11,943人

(4) 保険税収納の向上

① 保険税収納対策の取組み

被保険者の負担の公平性と国保財政の安定化を確保するため、保険税の収納率の向上を目指し、次の項目を重点的に取り組む。

- 納期内納付の促進・・・口座振替納付の促進、納期内納付の周知を徹底させ、新規滞納の発生を抑制し、滞納繰越額の圧縮を図る。
- 現年度課税分の確実な徴収・・・文書、電話等による催告を強化し、現年度課税分の収納率向上を図る。
- 滞納処分の強化・・・滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行うこととし、特に預貯金等債権や給与を中心とした差押えを徹底するとともに、滞納処分の早期処理による新規滞納発生を防止を図る。
- 徴収できない事案の確実な停止処理・・・滞納者の資力回復が見込めず、滞納処分することができる財産がない場合などには、滞納処分の執行停止を積極的に進め、現年度課税分及び滞納繰越分の収納率向上を図る。
- 県や国保連合会等が主催する研修会に積極的に参加し、差押え、滞納処分の停止などの滞納整理手法に関する知識及び技術を習得する。

	R06目標値	R05 目標値	R04 実績値
現年度課税分の収納率	93.5%以上	93.5%以上	94.3%
口座振替世帯数の割合	65.0%以上	65.0%以上	46.1%

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため「国保データベース(KDB)システムを活用して医療や介護情報の分析を行い「後期高齢者の保健事業」「介護保険法の地域支援事業(介護予防)」「国民健康保険の保健事業」を一体的に実施し、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後も、連続的な保健事業を実施する。

	R06 目標値	R05 目標値	R04 実績値
国保データベース(KDB)システムを活用した事業の実施	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】
フレイル状態にある者を医療・福祉サービスに接続する取組み	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】	実施 【関係課と連携】

5 国保税設定の基本方針

納付金を賄うために必要な保険税率を設定することを原則とするが、税負担、一般会計からの法定外繰入金とのバランス及びその削減、あるいは、国保加入者と社会保険加入者との負担のバランス、応能と応益の割合などを総合的に勘案し、次の4つの考え方に基づき国保税率等の設定を行う。

(1) 地方税法等に則した税率設定

- 国保税の仕組みどおり、3本立てとする。

	賦課年齢区分	会計区分	支出区分
・医療給付費分	0歳～74歳	市国保会計	→ 県国保会計（納付金）
・後期高齢者支援金分	0歳～74歳	市国保会計	→ 県国保会計（納付金）
・介護納付金分	40歳～64歳	市国保会計	→ 県国保会計（納付金）

- 賦課方式と税率については、次のとおりとする。

【医療給付費分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	7.5%	32,700円

【後期高齢者支援金分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	2.3%	10,500円

【介護納付金分】

賦課方式	税率	
	所得割率	均等割額
2方式	2.4%	11,000円

※ 参考

【市町村標準保険税率】令和6年度

医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
6.72%	39,871円	2.80%	16,204円	2.38%	16,882円

※ 市町村標準保険税率は、県が11月30日に公表した「秋の試算」時点のもの。

- 賦課限度額、低所得者に対する軽減割合は、次のとおりとする。ただし、令和7年度に、令和6年度の法定賦課限度まで引き上げるものとする。

【賦課限度額】

	R01	R02	R03	R04	R05	R06(案)	R6 法定賦課 限度額見込
医 療 分	<u>56 万円</u>	<u>58 万円</u>	<u>63 万円</u>	63 万円	<u>65 万円</u>	65 万円	65 万円
支援金分	<u>19 万円</u>	19 万円	19 万円	19 万円	<u>20 万円</u>	<u>22 万円</u>	<u>24 万円</u>
介 護 分	<u>16 万円</u>	16 万円	<u>17 万円</u>	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円
合 計	<u>91 万円</u>	<u>93 万円</u>	<u>99 万円</u>	99 万円	<u>102 万円</u>	<u>104 万円</u>	<u>106 万円</u>

【低所得者に対する均等割軽減割合】

	R05 年度 軽減判定基準額	R06 年度 軽減判定基準額（見込）
7 割軽減	43 万円以下	43 万円以下
5 割軽減	43 万円 + (29 万円 × 加入者数) 以下	43 万円 + (29 万円 × 加入者数) 以下
2 割軽減	43 万円 + (53 万 5 千円 × 加入者数) 以下	43 万円 + (53 万 5 千円 × 加入者数) 以下

※ 軽減判定所得の算定基準について

給与所得者等(公的年金等に係る所得を有する者を含む)が2人以上いる場合に、軽減判定基準額に、給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(2) 低所得者に極力配慮した税率設定

- 国保は、社会保険と比較すると、被保険者の多くが高齢者であるため、低所得者で、医療にかかる割合が高いという構造的な課題を抱えている。
- 地方税法では、応能割、応益割の比率を、50：50としていたが、この比率どおりに短期間で均等割を改正した場合、低所得者に直接影響（低所得者への負担増）を及ぼすことから、激変緩和を考慮し、令和9年度の準統一に向けて段階的に引き上げる。

【当初賦課時における応能割/応益割の構成比】

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		計	
	応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割	応能割	応益割
H30	66.72%	33.28%	64.89%	35.11%	58.30%	41.70%	65.55%	34.45%
R01	66.82%	33.18%	57.87%	42.13%	57.82%	42.18%	63.89%	36.11%
R02	66.92%	33.08%	57.88%	42.12%	57.80%	42.20%	63.99%	36.01%
R03	66.95%	33.05%	57.73%	42.27%	57.93%	42.07%	64.00%	36.00%
R04	65.69%	34.31%	58.08%	43.92%	59.22%	40.78%	62.85%	37.15%
R05	60.70%	39.30%	55.50%	44.50%	58.72%	41.28%	59.35%	40.65%
R06(案)	56.36%	43.64%	55.44%	44.56%	58.61%	41.39%	56.32%	43.68%

※ 応能割…所得割 応益割…均等割

(3) 保険税負担と一般会計繰入金のバランスを考慮した税率設定

- 国保事業の基本に即した事業運営を目指すこととする。

国保会計においては、国保事業の基本に即した独立採算的な事業運営が望ましいが、本市の国保加入者は高齢者の割合が高く、かつ、低所得者が多いという状況から、一般会計から一定額の法定外の繰り入れを行わざるを得ない状況にある。しかしながら、法定外繰入金は、埼玉県国民健康保険運営方針において解消することとなっているとともに、社会保険加入者から見れば、二重の負担となるため、国保加入者、社会保険加入者、国・県の財政支援等のバランスなどを考慮し、適切な額を措置する。

(4) 国・県における制度改正等を踏まえた税率設定

- 埼玉県国民健康保険運営方針による保険税水準の統一の方向性や、国の保険税水準統一の動向を見据え、検討する。

【埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）（抜粋）】

- ① 赤字市町村は、赤字削減・解消計画書を作成し、収納率の向上、医療費適正化の取組、適正な保険税の設定等により、赤字解消・削減を図ること。
- ② 保険税水準の準統一の目標年度の前年度である令和8年度までに法定外一般会計繰入金等（赤字及び決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金）を解消すること。
- ③ 保険税水準の統一は、3段階に分けて進めていくこととする。
（令和6年度から：納付金ベースの統一／令和9年度から：準統一／令和12年度：完全統一）
- ④ 保険税水準の準統一に当たっては、全ての市町村が市町村標準保険税率どおりに賦課すること。
- ⑤ 保険税水準の完全統一に当たっては、全ての市町村が都道府県標準保険税率どおりに賦課すること。
- ⑥ 賦課限度額は、政令（地方税法施行令）で定める金額で統一すること。

■ 国保税率等の推移

(単位：円)

	医療給付費分					後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	(応能割)		(応益割)		賦課 限度額	(応能割)	(応益割)	賦課 限度額	(応能割)	(応益割)	賦課 限度額
	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額		所得割率	均等割額	
平成 27 年度	<u>7.20%</u>	<u>15.0%</u>	8,000	15,000	500,000	2.30%	7,000	140,000	2.40%	11,000	<u>120,000</u>
平成 28 年度	<u>7.40%</u>	<u>11.0%</u>	8,000	15,000	<u>510,000</u>	2.30%	7,000	<u>150,000</u>	2.40%	11,000	<u>130,000</u>
平成 29 年度	<u>7.50%</u>	<u>9.0%</u>	<u>9,000</u>	<u>12,000</u>	<u>530,000</u>	2.30%	7,000	<u>160,000</u>	2.40%	11,000	<u>140,000</u>
平成 30 年度 (賦課方式変更)	7.50%	—	<u>21,000</u>	—	<u>540,000</u>	2.30%	7,000	<u>170,000</u>	2.40%	11,000	<u>150,000</u>
令和元年度	7.50%	—	21,000	—	<u>560,000</u>	2.30%	<u>9,500</u>	<u>190,000</u>	2.40%	11,000	<u>160,000</u>
令和 2 年度	7.50%	—	21,000	—	<u>580,000</u>	2.30%	9,500	190,000	2.40%	11,000	160,000
令和 3 年度	7.50%	—	21,000	—	<u>630,000</u>	2.30%	9,500	190,000	2.40%	11,000	<u>170,000</u>
令和 4 年度	7.50%	—	<u>23,000</u>	—	630,000	2.30%	<u>10,500</u>	190,000	2.40%	11,000	170,000
令和 5 年度	7.50%	—	<u>27,700</u>	—	<u>650,000</u>	2.30%	10,500	<u>200,000</u>	2.40%	11,000	170,000
令和 6 年度 (案)	7.50%	—	<u>32,700</u>	—	650,000	2.30%	10,500	<u>220,000</u>	2.40%	11,000	170,000

■ 令和6年度税率改正の影響（調定見込み）

（令和5年10月13日現在の加入者及び低所得者軽減適用状況で試算）

【軽減なし世帯】①

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	影響率	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	4,070世帯	4,070人	10人	112,600,500	132,925,500	20,325,000	18.05%	4,994	4,994
2人	2,354世帯	4,708人	20人	130,134,600	153,624,600	23,490,000	18.05%	9,979	4,989
3人	512世帯	1,536人	28人	42,159,400	49,769,400	7,610,000	18.05%	14,863	4,954
4人	202世帯	808人	59人	21,564,450	25,456,950	3,892,500	18.05%	19,270	4,817
5人	49世帯	245人	35人	6,301,750	7,439,250	1,137,500	18.05%	23,214	4,643
6人	17世帯	102人	17人	2,589,950	3,057,450	467,500	18.05%	27,500	4,583
7人	5世帯	35人	10人	831,000	981,000	150,000	18.05%	30,000	4,286
8人	1世帯	8人		221,600	261,600	40,000	18.05%	40,000	5,000
9人	1世帯	9人		249,300	294,300	45,000	18.05%	45,000	5,000
10人									
11人									
計	7,211世帯	11,521人	179人	316,652,550	373,810,050	57,157,500	18.05%	7,926	4,961

【2割軽減世帯】②

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	影響率	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	822世帯	822人	人	18,215,520	21,503,520	3,288,000	18.05%	4,000	4,000
2人	934世帯	1,868人	4人	41,350,560	48,814,560	7,464,000	18.05%	7,991	3,996
3人	138世帯	414人	6人	9,107,760	10,751,760	1,644,000	18.05%	11,913	3,971
4人	45世帯	180人	16人	3,811,520	4,499,520	688,000	18.05%	15,289	3,822
5人	16世帯	80人	9人	1,673,080	1,975,080	302,000	18.05%	18,875	3,775
6人	5世帯	30人	2人	642,640	758,640	116,000	18.05%	23,200	3,867
7人	1世帯	7人	2人	132,960	156,960	24,000	18.05%	24,000	3,429
8人									
9人									
10人									
計	1,961世帯	3,401人	39人	74,934,040	88,460,040	13,526,000	18.05%	6,898	3,977

【5割軽減世帯】③

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	影響率	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	1,208世帯	1,208人	2人	16,716,950	19,734,450	3,017,500	18.05%	2,498	2,498
2人	914世帯	1,828人	2人	25,303,950	29,871,450	4,567,500	18.05%	4,997	2,499
3人	232世帯	696人	14人	9,542,650	11,265,150	1,722,500	18.05%	7,425	2,475
4人	66世帯	264人	15人	3,552,525	4,193,775	641,250	18.05%	9,716	2,429
5人	19世帯	95人	12人	1,232,650	1,455,150	222,500	18.05%	11,711	2,342
6人	6世帯	36人	5人	463,975	547,725	83,750	18.05%	13,958	2,326
7人	2世帯	14人	4人	166,200	196,200	30,000	18.05%	15,000	2,143
8人									
9人									
10人									
計	2,447世帯	4,141人	54人	56,978,900	67,263,900	10,285,000	18.05%	4,203	2,484

【7割軽減世帯】④

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	影響率	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	3,443世帯	3,443人	3人	28,598,865	33,761,115	5,162,250	18.05%	1,499	1,499
2人	830世帯	1,660人	18人	13,719,810	16,196,310	2,476,500	18.05%	2,984	1,492
3人	163世帯	489人	34人	3,922,320	4,630,320	708,000	18.05%	4,344	1,448
4人	44世帯	176人	22人	1,371,150	1,618,650	247,500	18.05%	5,625	1,406
5人	16世帯	80人	9人	627,405	740,655	113,250	18.05%	7,078	1,416
6人	2世帯	12人	人	99,720	117,720	18,000	18.05%	9,000	1,500
7人	4世帯	28人	6人	207,750	245,250	37,500	18.05%	9,375	1,339
8人	1世帯	8人	2人	58,170	68,670	10,500	18.05%	10,500	1,313
9人									
10人									
計	4,503世帯	5,896人	94人	48,605,190	57,378,690	8,773,500	18.05%	1,948	1,488

【全世帯】(①+②+③+④)

世帯 人数	該当 世帯数	該当 加入者数	加入者のうち 未就学児	現行税率 で算定 (円)	新税率(案) で算定 (円)	影響額 (円)	影響率	1世帯当たり の影響額 (円)	1人当たりの 影響額 (円)
1人	9,543世帯	9,543人	15人	176,131,835	207,924,585	31,792,750	18.05%	3,332	3,332
2人	5,032世帯	10,064人	44人	210,508,920	248,506,920	37,998,000	18.05%	7,551	3,776
3人	1,045世帯	3,135人	82人	64,732,130	76,416,630	11,684,500	18.05%	11,181	3,727
4人	357世帯	1,428人	112人	30,299,645	35,768,895	5,469,250	18.05%	15,320	3,830
5人	100世帯	500人	65人	9,834,885	11,610,135	1,775,250	18.05%	17,753	3,551
6人	30世帯	180人	24人	3,796,285	4,481,535	685,250	18.05%	22,842	3,807
7人	12世帯	84人	22人	1,337,910	1,579,410	241,500	18.05%	20,125	2,875
8人	2世帯	16人	2人	279,770	330,270	50,500	18.05%	25,250	3,156
9人	1世帯	9人		249,300	294,300	45,000	18.05%	45,000	5,000
10人									
11人									
計	16,122世帯	24,959人	366人	497,170,680	586,912,680	89,742,000	18.05%	5,566	3,596

※各計算過程において、100円未満の端数処理はしていない。

■国民健康保険税低所得者軽減適用状況

(令和5年10月13日現在)

	軽減なし	2割軽減	5割軽減	7割軽減	計
加入世帯	7,211世帯	1,961世帯	2,447世帯	4,503世帯	16,122世帯
	44.7%	12.2%	15.2%	27.9%	100.0%
加入者	11,521人	3,401人	4,141人	5,896人	24,959人
	46.2%	13.6%	16.6%	23.6%	100.0%

■ 世帯モデル別 税率改正の影響

(単位：円)

介護納付金	軽減区分	世帯人数	世帯モデル の収入目安 ※世帯主のみ収入がある場合	所得金額	年齢区分	税率改正の影響			
						【R6改正内容】 医療 均等割：27,700円 → 32,700円			
						現行税率 で算定	新税率(案) で算定	影響額	影響率
なし	7割	単身	給与98万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満または 65歳以上	11,400	12,900	1,500	13.16%
	5割		給与125万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満または 65歳以上	45,500	48,000	2,500	5.49%
	なし		給与155万円または 公的年金210万円	100万円	40歳未満または 65歳以上	94,000	99,000	5,000	5.32%
	なし		給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満または 65歳以上	192,000	197,000	5,000	2.60%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満または 65歳以上	290,000	295,000	5,000	1.72%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満または 65歳以上	486,000	491,000	5,000	1.03%
あり	7割	単身	給与98万円以下または 公的年金103万円以下	43万円 以下	40歳以上または 65歳未満	14,700	16,200	1,500	10.20%
	5割		給与125万円または 公的年金130万円	70万円	40歳以上または 65歳未満	57,400	59,900	2,500	4.36%
	なし		給与155万円または 公的年金170万円	100万円	40歳以上または 65歳未満	118,600	123,600	5,000	4.22%
	なし		給与297万2千円または 公的年金303万3千円	200万円	40歳以上または 65歳未満	240,600	245,600	5,000	2.08%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳以上または 65歳未満	362,600	367,600	5,000	1.38%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳以上または 65歳未満	606,600	611,600	5,000	0.82%
なし	7割	2人	給与98万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満または 65歳以上	22,900	25,900	3,000	13.10%
	5割		給与125万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満または 65歳以上	64,600	69,600	5,000	7.74%
	5割		給与155万円または 公的年金210万円	100万円	40歳未満または 65歳以上	94,000	99,000	5,000	5.32%
	なし		給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満または 65歳以上	230,200	240,200	10,000	4.34%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満または 65歳以上	328,200	338,200	10,000	3.05%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満または 65歳以上	524,200	534,200	10,000	1.91%
あり	7割	2人	給与98万円以下または 公的年金103万円以下	43万円 以下	40歳以上または 65歳未満	29,500	32,500	3,000	10.17%
	5割		給与125万円または 公的年金130万円	70万円	40歳以上または 65歳未満	82,000	87,000	5,000	6.10%
	5割		給与155万円または 公的年金170万円	100万円	40歳以上または 65歳未満	118,600	123,600	5,000	4.22%
	なし		給与297万2千円または 公的年金303万3千円	200万円	40歳以上または 65歳未満	289,800	299,800	10,000	3.45%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳以上または 65歳未満	411,800	421,800	10,000	2.43%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳以上または 65歳未満	655,800	665,800	10,000	1.52%

(単位：円)

介護納付金	軽減区分	世帯人数	世帯モデル の収入目安 ※世帯主のみ収入がある場合	所得金額	年齢区分	税率改正の影響			
						【R6改正内容】 医療 均等割：27,700円 ➡ 32,700円			
						現行税率 で算定	新税率(案) で算定	影響額	影響率
なし	7割	4人	給与98万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満または 65歳以上	45,800	51,800	6,000	13.10%
	5割		給与125万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満または 65歳以上	102,800	112,800	10,000	9.73%
	5割		給与155万円または 公的年金210万円	100万円	40歳未満または 65歳以上	132,200	142,200	10,000	7.56%
	2割		給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満または 65歳以上	276,000	292,000	16,000	5.80%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満または 65歳以上	404,600	424,600	20,000	4.94%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満または 65歳以上	600,600	620,600	20,000	3.33%
あり	7割	4人	給与98万円以下または 公的年金103万円以下	43万円 以下	40歳以上または 65歳未満	59,000	65,000	6,000	10.17%
	5割		給与125万円または 公的年金130万円	70万円	40歳以上または 65歳未満	131,200	141,200	10,000	7.62%
	5割		給与155万円または 公的年金170万円	100万円	40歳以上または 65歳未満	167,800	177,800	10,000	5.96%
	2割		給与297万2千円または 公的年金303万3千円	200万円	40歳以上または 65歳未満	348,800	364,800	16,000	4.59%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳以上または 65歳未満	510,200	530,200	20,000	3.92%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳以上または 65歳未満	754,200	774,200	20,000	2.65%
なし	7割	子どもが いる4人世帯	給与98万円以下または 公的年金153万円以下	43万円 以下	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	40,000	45,300	5,300	13.25%
	5割		給与125万円または 公的年金180万円	70万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	93,200	101,900	8,700	9.33%
	5割		給与155万円または 公的年金210万円	100万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	122,600	131,300	8,700	7.10%
	2割		給与297万2千円または 公的年金310万円	200万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	260,800	274,800	14,000	5.37%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	385,500	403,000	17,500	4.54%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満夫婦 小学生1人 未就学児1人	581,500	599,000	17,500	3.01%
	7割		給与98万円以下または 公的年金103万円以下	43万円 以下	40歳未満夫婦 未就学児2人	34,300	38,800	4,500	13.12%
	5割		給与125万円または 公的年金130万円	70万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	83,700	91,200	7,500	8.96%
	5割		給与155万円または 公的年金170万円	100万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	113,100	120,600	7,500	6.63%
	2割		給与297万2千円または 公的年金303万3千円	200万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	245,500	257,500	12,000	4.89%
	なし		給与430万円または 公的年金433万5千円	300万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	366,400	381,400	15,000	4.09%
	なし		給与677万8千円または 公的年金668万8千円	500万円	40歳未満夫婦 未就学児2人	562,400	577,400	15,000	2.67%

令和5年度決算(見込)

医療給付費分

(千円)

歳出科目	決算見込額
総務費	149,243
保険給付費	8,685,851
納付金	2,010,569
共同事業／安定化基金拠出金	7
保健事業費	129,402
諸支出金	20,619
予備費	0
歳出計 ①	10,995,691

(千円)

歳入科目	決算見込額
国保税（現年課税分）	1,342,886
国保税（滞納繰越分）	66,154
国庫支出金	0
県支出金	8,787,517
繰入金（法定内）	445,760
繰入金（法定外）※収支不足補填	266,791
繰越金	76,303
諸収入	10,280
歳入計 ②	10,995,691
県支出金返還分	【未定】
繰越見込額 (②－①－A)	0
法定外繰入前 収支過不足率	▲ 2.43%

後期高齢者支援金分

(千円)

歳出科目	決算見込額
納付金	791,568
歳出計 ③	791,568

(千円)

歳入科目	決算見込額
国保税（現年課税分）	443,279
国保税（滞納繰越分）	19,686
繰入金（法定内）	121,693
繰入金（法定外）※収支不足補填	206,911
歳入計 ④	791,568
繰越見込額 (④－③)	0
法定外繰入前 収支過不足率	▲ 26.14%

介護納付金分

(千円)

歳出科目	決算見込額
納付金	233,418
歳出計 ⑤	233,418

(千円)

歳入科目	決算見込額
国保税（現年課税分）	131,921
国保税（滞納繰越分）	9,151
繰入金（法定内）	37,015
繰入金（法定外）※収支不足補填	55,331
歳入計 ⑥	233,418
繰越見込額 (⑥－⑤)	0
法定外繰入前 収支過不足率	▲ 23.70%

全体

(千円)

歳出科目	決算見込額
総務費	149,243
保険給付費	8,685,851
納付金	3,035,555
共同事業／安定化基金拠出金	7
保健事業費	129,402
諸支出金	20,619
予備費	
歳出計 ⑦	12,020,677

(千円)

歳入科目	決算見込額
国保税（現年課税分）	1,918,085
国保税（滞納繰越分）	94,991
国庫支出金	0
県支出金	8,787,517
繰入金（法定内）	604,468
繰入金（法定外）※収支不足補填	529,033
繰越金	76,303
諸収入	10,280
歳入計 ⑧	12,020,677
全体繰越見込額 (⑧－⑦)	0
法定外繰入前 収支過不足率	▲ 4.40%

法定外繰入金	当初予算額 A	530,005
	決算見込額 B	529,033
	当初予算との差額 (A－B)	972

令和6年度予算（予定）

医療給付費分

(千円)

歳出科目	予算要求額
総務費	172,207
保険給付費	9,210,658
納付金	2,025,568
共同事業／安定化基金拠出金	2
保健事業費	133,469
諸支出金	16,505
予備費	3,500
歳出計 ①	11,561,909

後期高齢者支援金分

(千円)

歳出科目	予算要求額
納付金	774,967
歳出計 ③	774,967

介護納付金分

(千円)

歳出科目	予算要求額
納付金	229,424
歳出計 ⑤	229,424

全体

(千円)

歳出科目	予算要求額
総務費	172,207
保険給付費	9,210,658
納付金	3,029,959
共同事業／安定化基金拠出金	2
保健事業費	133,469
諸支出金	16,505
予備費	3,500
歳出計 ⑦	12,566,300

(千円)

歳入科目	予算要求額
国保税（現年課税分）	
国保税（滞納繰越分）	67,574
国庫支出金	1
県支出金	9,272,746
繰入金（法定内）	566,627
繰入金（法定外）※収支不足補填	
繰越金 ※前年度繰越見込額	1
諸収入など	10,791
歳入計 ②	9,917,740
収支不足額 (②－①)	▲ 1,644,169
収支過不足率 (現年課税・法定外除く)	▲ 14.22%

(千円)

歳入科目	予算要求額
国保税（現年課税分）	
国保税（滞納繰越分）	20,106
繰入金（法定内）	112,047
繰入金（法定外）※収支不足補填	
繰越金 ※前年度繰越見込額	0
歳入計 ④	132,153
収支不足額 (④－③)	▲ 642,814
収支過不足率 (現年課税・法定外除く)	▲ 82.95%

(千円)

歳入科目	予算要求額
国保税（現年課税分）	
国保税（滞納繰越分）	9,318
繰入金（法定内）	33,881
繰入金（法定外）※収支不足補填	
繰越金 ※前年度繰越見込額	0
歳入計 ⑥	43,199
収支不足額 (⑥－⑤)	▲ 186,225
収支過不足率 (現年課税・法定外除く)	▲ 81.17%

(千円)

歳入科目	予算要求額
国保税（現年課税分）	
国保税（滞納繰越分）	96,998
国庫支出金	1
県支出金	9,272,746
繰入金（法定内）	712,555
繰入金（法定外）※収支不足補填	
繰越金 ※前年度繰越見込額	1
諸収入など	10,791
歳入計 ⑧	10,093,092
全体収支不足額 (⑧－⑦)	▲ 2,473,208
収支過不足率 (現年課税・法定外除く)	▲ 19.68%

全体収支不足額 ※

▲ 2,473,208

収支不足額の解消について

(1) 令和6年度収支不足額 **▲ 2,473,208 千円**

(2) 収支不足額の解消について (案)

・ 前年と同一の税率等で算定した額 **1,870,846 千円 【 75.64% 】**

・ 税率等改正により新たに算定した額 **77,585 千円 【 3.14% 】**

・ 法定外繰入金により補填する額 **524,777 千円 【 21.22% 】**

※参考※

【令和5年度税率等改正検討段階】

(1) 令和5年度収支不足額 **▲ 2,549,009 千円**

(2) 収支不足額の解消について

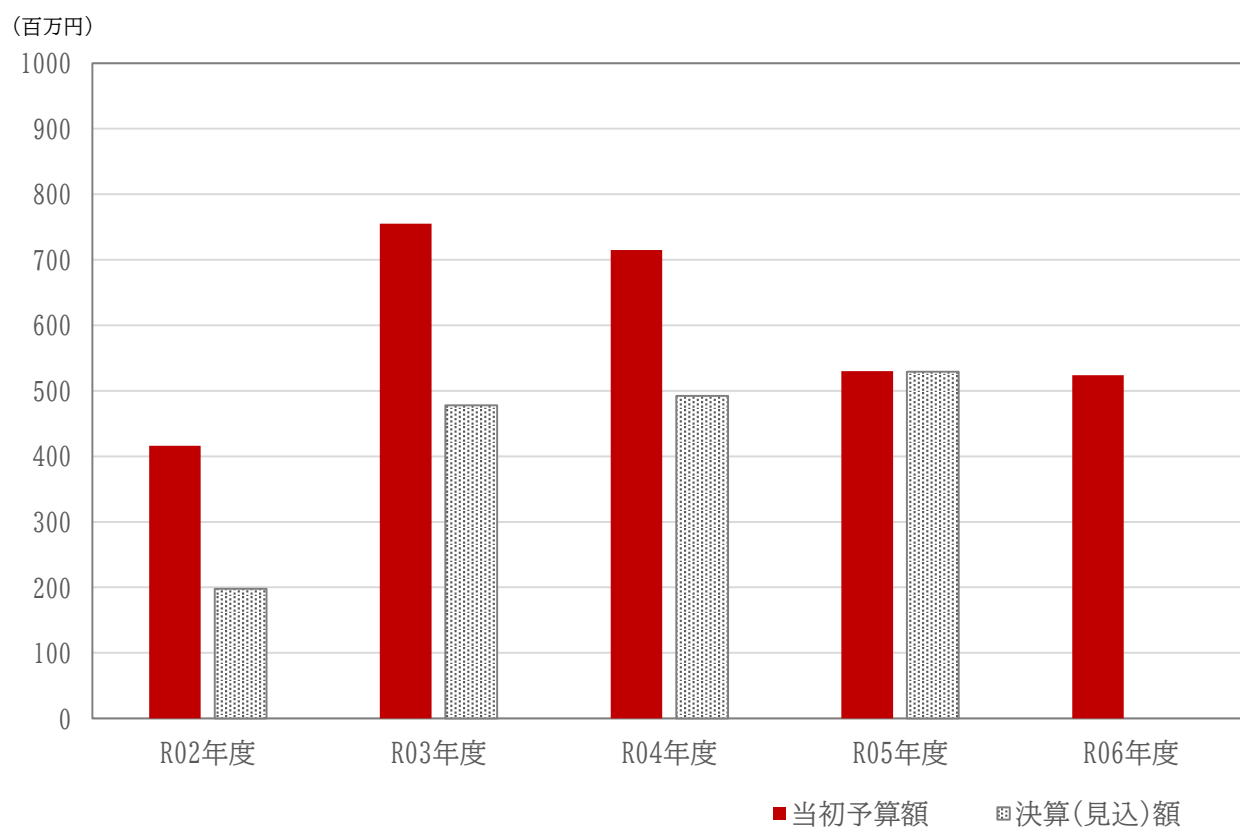
・ 前年と同一の税率等で算定した額 **1,937,310 千円 【 76.00% 】**

・ 税率等改正により新たに算定した額 **81,694 千円 【 3.20% 】**

・ 法定外繰入金により補填する額 **530,005 千円 【 20.79% 】**

法定外一般会計繰入金の推移について

	(千円)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (決算見込み)	令和6年度 (予算見込み)
収入額	11,721,757	12,203,022	12,021,938	12,020,677	12,566,300
支出額	11,673,908	12,110,897	11,945,635	12,020,677	12,566,300
形式的収支	47,849	92,125	76,303	0	0
法定外繰入 ① (当初予算額)	416,349	755,928	715,386	530,005	524,777
法定外繰入 ② (決算額)	198,000	478,000	492,400	529,033	
法定外繰入 ①-② (当初予算との差)	218,349	277,928	222,986	972	
前年度繰越等	86,851	83,892	47,850	76,303	1
実質収支	△ 237,002	△ 469,767	△ 463,947	△ 605,336	△ 524,778



法定外一般会計繰入金の推移

現行税率と新税率（案）との比較

（令和5年10月13日時点で推計）

医療給付費分		R05年度税率（A）	R06年度税率（B）	比較（B）－（A）	増減率
税率等	所得割	7.5%	7.5%	－	0.00%
	均等割	27,700	32,700	5,000	18.05%
	限度額	650,000	650,000	－	0.00%
調定額		1,385,464,320	1,466,081,280	80,616,960	5.82%

後期高齢者支援金分		R05年度税率（A）	R06年度税率（B）	比較（B）－（A）	増減率
税率等	所得割	2.3%	2.3%	－	0.00%
	均等割	10,500	10,500	－	0.00%
	限度額	200,000	220,000	20,000	10.00%
調定額		458,703,360	461,422,080	2,718,720	0.59%

介護納付金分		R05年度税率（A）	R06年度税率（B）	比較（B）－（A）	増減率
税率等	所得割	2.4%	2.4%	－	0.00%
	均等割	11,000	11,000	－	0.00%
	限度額	170,000	170,000	－	0.00%
調定額		146,666,100	146,666,100	－	0.00%

医療＋後期＋介護 計		R05年度税率（A）	R06年度税率（B）	比較（B）－（A）	増減率
税率等	所得割	12.2%	12.2%	－	0.00%
	均等割	49,200	54,200	5,000	10.16%
	限度額	1,020,000	1,040,000	20,000	1.96%
調定額①		1,990,833,780	2,074,169,460	83,335,680	4.19%
一人当たり調定額		86,407	90,024	3,617	4.19%
収納見込額 ①×平均収納率（93.1%）		1,853,466,249	1,931,051,767	77,585,518	4.19%

令和6年度 加須市国民健康保険事業特別会計予算(案)

【歳入】

(単位:千円)

		R05年度当初予算	R06年度当初 予算額(予定)	比較
01	国民健康保険税(現年度課税)	2,019,040	1,948,431	△ 70,609
	国民健康保険税(滞納繰越分)	99,997	96,998	△ 2,999
02	使用料及び手数料	1	1	0
03	国庫支出金	1	1	0
04	県支出金	9,202,197	9,272,746	70,549
05	繰入金(一般会計法定内繰入金)	604,468	712,555	108,087
	繰入金(一般会計法定外繰入金)	530,005	524,777	△ 5,228
06	繰越金	1	1	0
07	諸収入	10,290	10,790	500
歳入計		12,466,000	12,566,300	100,300

【歳出】

(単位:千円)

		R05年度当初予算	R06年度当初 予算額(予定)	比較
01	総務費	147,091	172,207	25,116
02	保険給付費	9,132,814	9,210,658	77,844
03	国民健康保険事業費納付金	3,035,804	3,029,959	△ 5,845
04	共同事業拠出金	7	1	△ 6
05	財政安定化基金拠出金	1	1	0
06	保健事業費	130,912	133,469	2,557
07	諸支出金	15,871	16,505	634
08	予備費	3,500	3,500	0
				0
歳出計		12,466,000	12,566,300	100,300

県内市における国民健康保険税 調定額・収納率の状況

(令和4年度決算)

	保険者名	1人当たり 調定額 (円)
1	和光市	120,050
2	八潮市	117,670
3	朝霞市	115,809
4	戸田市	113,209
5	さいたま市	109,921
6	所沢市	107,667
7	越谷市	107,476
8	川口市	105,738
9	志木市	104,323
10	草加市	102,163
11	本庄市	101,831
12	富士見市	100,495
13	入間市	98,408
14	白岡市	98,352
15	ふじみ野市	98,247
16	蕨市	98,246
17	新座市	98,139
18	狭山市	98,104
19	三郷市	98,100
20	北本市	97,876
21	吉川市	97,363
22	飯能市	96,504
23	川越市	96,461
24	上尾市	94,498
25	深谷市	94,057
26	東松山市	92,939
27	春日部市	92,064
28	桶川市	90,994
29	蓮田市	90,767
30	久喜市	90,124
31	日高市	90,033
32	鴻巣市	88,717
33	加須市	88,044
34	熊谷市	87,231
35	幸手市	86,995
36	鶴ヶ島市	86,809
37	羽生市	85,448
38	行田市	84,154
39	秩父市	83,364
40	坂戸市	82,771

	保険者名	1世帯当たり 調定額 (円)
1	八潮市	175,023
2	和光市	170,129
3	戸田市	165,928
4	朝霞市	165,167
5	さいたま市	159,547
6	越谷市	159,120
7	本庄市	158,653
8	所沢市	158,637
9	川口市	154,727
10	志木市	154,486
11	吉川市	151,673
12	草加市	149,352
13	入間市	149,300
14	深谷市	148,876
15	白岡市	148,858
16	三郷市	148,219
17	狭山市	147,244
18	富士見市	147,055
19	飯能市	146,930
20	北本市	146,715
21	新座市	143,659
22	ふじみ野市	143,334
23	川越市	142,496
24	蕨市	141,580
25	上尾市	140,497
26	日高市	139,133
27	東松山市	138,623
28	加須市	137,704
29	鴻巣市	137,152
30	久喜市	137,134
31	桶川市	136,848
32	春日部市	136,258
33	蓮田市	135,350
34	熊谷市	132,537
35	羽生市	131,566
36	幸手市	130,722
37	行田市	129,944
38	秩父市	129,615
39	鶴ヶ島市	128,922
40	坂戸市	119,894

	保険者名	現年分 収納率
1	鴻巣市	97.19%
2	秩父市	96.33%
3	白岡市	96.03%
4	幸手市	95.84%
5	富士見市	95.69%
6	日高市	95.57%
7	飯能市	95.52%
8	蓮田市	95.51%
9	桶川市	95.46%
10	熊谷市	95.40%
11	吉川市	95.27%
12	鶴ヶ島市	95.24%
13	入間市	95.10%
14	深谷市	95.09%
15	ふじみ野市	95.03%
16	北本市	94.98%
17	本庄市	94.83%
18	上尾市	94.73%
19	狭山市	94.65%
20	志木市	94.58%
21	羽生市	94.25%
22	東松山市	94.19%
23	新座市	94.15%
24	さいたま市	94.13%
25	加須市	93.86%
26	川越市	93.54%
27	久喜市	93.53%
28	三郷市	93.53%
29	所沢市	93.41%
30	八潮市	93.31%
31	行田市	93.22%
32	和光市	92.78%
33	春日部市	92.64%
34	朝霞市	92.38%
35	坂戸市	92.26%
36	川口市	92.22%
37	戸田市	91.92%
38	越谷市	91.83%
39	草加市	91.80%
40	蕨市	91.37%

資料：令和4年度国民健康保険事業状況(令和4年度事業年報速報値)

県内市における国民健康保険事業特別会計 繰入金等の状況

(令和4年度決算)

1人当たり 翌年度繰越金 (円)		1人当たり 法定外繰入金 (円)		応益割 (%)	
保険者名		保険者名		保険者名	
1 羽生市	36,654	1 志木市	22,493	1 春日部市	43.71
2 和光市	30,815	2 戸田市	20,853	2 吉川市	42.19
3 志木市	24,452	3 加須市	19,266	3 北本市	40.91
4 白岡市	24,249	4 行田市	19,140	4 久喜市	40.87
5 川越市	16,695	5 川越市	17,426	5 幸手市	39.98
6 八潮市	15,886	6 秩父市	17,077	6 上尾市	39.20
7 坂戸市	14,918	7 桶川市	16,379	7 熊谷市	38.96
8 深谷市	14,182	8 日高市	14,224	8 本庄市	38.32
9 北本市	13,769	9 三郷市	13,684	9 草加市	37.55
10 東松山市	13,713	10 上尾市	12,108	10 行田市	36.83
11 ふじみ野市	13,139	11 熊谷市	12,040	11 富士見市	36.51
12 吉川市	13,033	12 蕨市	11,370	12 日高市	36.21
13 戸田市	12,818	13 富士見市	10,599	13 三郷市	36.01
14 鴻巣市	11,860	14 越谷市	9,094	14 さいたま市	35.98
15 本庄市	10,324	15 狭山市	8,661	15 羽生市	35.69
16 越谷市	9,604	16 ふじみ野市	8,151	16 越谷市	35.64
17 秩父市	9,465	17 朝霞市	8,118	17 坂戸市	34.82
18 飯能市	9,399	18 吉川市	8,004	18 川口市	34.55
19 新座市	8,388	19 和光市	7,471	19 蓮田市	33.88
20 朝霞市	8,095	20 飯能市	7,333	20 桶川市	33.75
21 鶴ヶ島市	7,575	21 新座市	6,244	21 東松山市	33.56
22 狭山市	7,448	22 草加市	6,173	22 川越市	33.55
23 蓮田市	7,316	23 蓮田市	4,078	23 加須市	33.49
24 行田市	7,298	24 鴻巣市	3,393	24 白岡市	33.41
25 三郷市	7,085	25 鶴ヶ島市	3,383	25 蕨市	33.05
26 幸手市	7,075	26 深谷市	3,160	26 ふじみ野市	33.03
27 春日部市	7,069	27 坂戸市	2,724	27 秩父市	32.80
28 桶川市	5,935	28 さいたま市	1,999	28 八潮市	32.56
29 上尾市	4,399	29 川口市	1,267	29 和光市	32.30
30 日高市	4,079	30 所沢市	868	30 狭山市	32.03
31 久喜市	4,073	31 久喜市	373	31 鴻巣市	31.93
32 加須市	2,985	32 八潮市	106	32 新座市	31.43
33 蕨市	2,892	33 春日部市	0	33 鶴ヶ島市	31.08
34 入間市	2,435	33 羽生市	0	34 所沢市	30.79
35 富士見市	1,989	33 白岡市	0	35 深谷市	30.15
36 さいたま市	755	33 幸手市	0	36 入間市	29.54
37 草加市	336	33 東松山市	0	37 飯能市	29.52
38 所沢市	310	33 入間市	0	38 志木市	29.05
39 川口市	0	33 北本市	0	39 戸田市	28.72
39 熊谷市	0	33 本庄市	0	40 朝霞市	23.93

資料：令和4年度国民健康保険事業状況(令和4年度事業年報速報値)

県内市における国民健康保険 前期高齢者構成率・療養諸費費用額等の状況
(令和4年度決算)

前期高齢者構成率		療養諸費費用額		1人当たり事業費納付金	
保険者名	前期高齢者構成率	保険者名	全被保険者1人当たり療養諸費費用額(円)	保険者名	1人当たり事業費納付金(円)
1 久喜市	52.78%	1 蓮田市	420,305	1 和光市	151,827
2 幸手市	52.23%	2 久喜市	405,861	2 戸田市	150,061
3 鴻巣市	52.11%	3 日高市	403,829	3 朝霞市	147,443
4 日高市	51.94%	4 幸手市	397,063	4 八潮市	143,836
5 白岡市	51.16%	5 桶川市	391,265	5 吉川市	141,090
6 加須市	51.10%	6 鴻巣市	389,758	6 志木市	140,301
7 秩父市	50.90%	7 加須市	388,033	7 さいたま市	136,997
8 北本市	50.71%	8 吉川市	387,907	8 新座市	136,829
9 行田市	50.67%	9 狭山市	384,124	9 越谷市	135,544
10 蓮田市	50.52%	10 北本市	383,078	10 川口市	134,982
11 東松山市	49.77%	11 羽生市	381,146	11 所沢市	134,910
12 羽生市	49.69%	12 秩父市	380,580	12 ふじみ野市	133,647
13 飯能市	49.47%	13 入間市	380,501	13 富士見市	133,565
14 熊谷市	49.18%	14 飯能市	380,350	14 草加市	132,240
15 狭山市	49.03%	15 行田市	378,232	15 川越市	131,669
16 桶川市	48.58%	16 熊谷市	377,086	16 三郷市	131,271
17 入間市	47.98%	17 本庄市	377,048	17 狭山市	130,587
18 鶴ヶ島市	47.98%	18 深谷市	375,724	18 蕨市	129,698
19 深谷市	47.53%	19 白岡市	373,020	19 上尾市	129,443
20 春日部市	46.46%	20 三郷市	372,867	20 蓮田市	129,384
21 坂戸市	45.91%	21 春日部市	371,124	21 入間市	129,063
22 上尾市	45.55%	22 ふじみ野市	368,523	22 桶川市	127,249
23 本庄市	45.28%	23 越谷市	368,158	23 日高市	125,654
24 吉川市	44.06%	24 さいたま市	364,392	24 久喜市	125,494
25 三郷市	43.12%	25 新座市	364,279	25 東松山市	125,491
26 所沢市	42.94%	26 東松山市	363,936	26 加須市	125,388
27 川越市	42.85%	27 川越市	363,368	27 飯能市	124,799
28 さいたま市	41.83%	28 上尾市	359,906	28 白岡市	124,569
29 越谷市	41.45%	29 志木市	357,055	29 深谷市	123,630
30 ふじみ野市	41.44%	30 朝霞市	356,031	30 北本市	123,478
31 志木市	40.18%	31 和光市	354,530	31 春日部市	122,225
32 富士見市	39.33%	32 所沢市	353,907	32 鶴ヶ島市	121,936
33 新座市	38.49%	33 鶴ヶ島市	352,912	33 熊谷市	121,918
34 草加市	37.61%	34 八潮市	352,839	34 本庄市	121,741
35 朝霞市	36.29%	35 富士見市	352,724	35 幸手市	120,707
36 和光市	35.41%	36 草加市	349,101	36 鴻巣市	119,390
37 八潮市	35.23%	37 坂戸市	341,706	37 行田市	118,916
38 川口市	33.92%	38 川口市	336,366	38 羽生市	117,602
39 蕨市	30.79%	39 戸田市	332,188	39 秩父市	116,934
40 戸田市	28.94%	40 蕨市	315,822	40 坂戸市	111,029

資料：令和4年度国民健康保険事業状況(令和4年度事業年報速報値)